

奈良工業高等専門学校産学協働・地域創生研究センター規程

令和4年2月10日 制定

令和7年3月13日 改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に産学協働・地域創生研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本校における産学協働、地域創生及び研究教育活動の推進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

- 一 産学協働及び研究活動促進の基本方針に関すること。
- 二 研究推進に関すること。
- 三 奨学寄附金の受入れに関すること。
- 四 共同研究に関すること。
- 五 受託研究の受入れに関すること。
- 六 発明に係る権利の帰属等に関すること。
- 七 技術相談に関すること。
- 八 産学官金交流に関すること。
- 九 技術者教育に関すること。
- 十 地域における新規事業開拓、雇用創出など地域創生に貢献する研究教育活動の推進及び施策の企画、人材育成に関すること。
- 十一 本校地域イノベーションコンソーシアムに関すること。

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 副校長（専攻科・研究推進担当）
- 二 センター長
- 三 副センター長
- 四 センター員
- 五 教育研究支援室長が指名する技術職員
- 六 総務課長が指名する産学交流担当事務職員

(センター長)

第5条 センター長は、専任教員から校長が指名する。

- 2 センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の

センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 校長が必要と認めるときは、センター長に副校長（専攻科・研究推進担当）をもって充てることができる。

（副センター長）

第6条 副センター長は、奈良工業高等専門学校専攻科委員会規程（平成6年4月1日制定）（以下「専攻科委員会規程」という。）第3条第二号及び第三号に掲げる者のうちから副校長（専攻科・研究推進担当）が指名する。

- 2 副センター長は、第3条十号及び十一号に係る業務を総括する。

（センター員）

第7条 センター員は、副センター長を除く専攻科委員会規程第3条第二号及び第三号に掲げる者をもって充てる。

（運営委員会）

第8条 センターに産学協働・地域創生研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置き、センターの管理運営に関して、第3条各号に係る管理・運営に必要な事項について審議する。

- 2 運営委員会は、第4条の組織をもって構成する。
- 3 運営委員会の委員長はセンター長をもって充てる。
- 4 委員長に事故あるときは、第4条第三号の副センター長がその職務を代理する。
- 5 運営委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

（地域共創研究クラスター）

第9条 自治体、地域企業と連携し、地域創生に貢献する特定の研究テーマ又は研究分野の研究教育活動を推進するために地域共創研究クラスター（以下「クラスター」という。）を置く。

- 2 クラスターに、次の各号に掲げる担当分野を置く。

- 一 福祉ロボット
- 二 医工連携・地域包括ケア
- 三 農工連携
- 四 スマートシティ
- 五 環境

- 3 各担当分野にクラスターリーダーを置き、センター長が指名する。
- 4 クラスターリーダーは、担当分野に関する業務を総括する。
- 5 各担当分野に必要な応じてクラスター員を置くことができる。
- 6 クラスターリーダーは、委員会からの要請に基づき、前条に定める委員会に陪席し、意見を述べることができる。

（技術相談への対応）

第10条 技術相談があった場合には、センター長及び関連するセンター員とで連絡調整を図り、速やかに相談者に対応する。

2 技術相談を受けた教員は、その対応を技術相談記録に記載し、センター長に報告する。
(産学官金及び地域創生交流)

第11条 センターは、産学官金及び地域創生の交流事業を計画・実施するとともに、外部において開催される交流事業にも積極的に参加するものとする。

(事務)

第12条 センターに関する事務は、総務課で行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 奈良工業高等専門学校産学協働研究センター規程(平成30年3月27日)及び奈良工業高等専門学校地域創生研究教育研究センター規程(令和元年10月10日制定)は、廃止する。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 奈良工業高等専門学校産学協働・地域創生研究センター運営委員会規程(令和4年2月10日制定)及び奈良工業高等専門学校地域共創研究クラスター内規(令和4年2月10日制定)は、廃止する。